

国空空技第578号  
令和2年3月27日

東京航空局次長 殿  
大阪航空局次長 殿  
航空保安大学校長 殿  
札幌航空交通管制部長 殿  
東京航空交通管制部長 殿  
神戸航空交通管制部長 殿  
福岡航空交通管制部長 殿  
北海道開発局港湾空港部空港・防災課長 殿  
東北地方整備局港湾空港部長 殿  
北陸地方整備局港湾空港部長 殿  
関東地方整備局港湾空港部長 殿  
中部地方整備局港湾空港部長 殿  
近畿地方整備局港湾空港部長 殿  
中国地方整備局港湾空港部長 殿  
四国地方整備局港湾空港部長 殿  
九州地方整備局港湾空港部長 殿  
国土技術政策総合研究所副所長 殿

国土交通省 航空局  
航空ネットワーク部 空港技術課長  
(公印省略)

#### 空港土木工事における適切な工期設定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正について（試行）（令和2年3月27日付け国空空技第577号）」を通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、具体的な運用方法について別紙のとおり定めたので通知する。

国空空技第578号  
令和2年3月27日

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部長

国土交通省 航空局  
航空ネットワーク部 空港技術課長  
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正について（試行）（令和2年3月27日付け国空空技第577号）」を参考送付したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、具体的な運用方法について別紙のとおり定めたので参考までに送付する。

## 空港土木工事における適切な工期設定の考え方

### 1. 工期設定

#### (1) 用語の定義

##### 【工期】

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

##### 【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。(ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業(足場設置等)は除く)

※準備期間は、「空港土木工事共通仕様書 第1編第1章1-1-8工事の着手」に定める  
工事開始後30日以内の期間を含む。

##### 【施工に必要な実日数】

種別・細別等毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件(施工パーティ数、施工時間など)により算出される実働日数のことをいう。

##### 【不稼働日数】

休日(土日※、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨日、降雪期、出水期や現場状況(地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等)を考慮した作業不能日数をいう。

※土日以外を休日とする場合には、その旨特記仕様書に明記するものとする。

##### 【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

##### 【雨休率】

休日(土日※、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)と降雨日等の年間の発生率をいう。

※土日以外を休日とする場合には、その旨特記仕様書に明記するものとする。

#### (2) 工期の設定

##### ① 準備期間

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模、空港制限区域内への立入り手続き期間、空港管理者との調整期間及び地域の状況等に応じて設定※することとする。

以下に記載がない工種区分については、最低30日を最低必要日数として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間
空港用地造成工事	40日
空港舗装工事	30日
空港維持工事※	30日

※通年維持工事は除く

## ②施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、「空港土木請負工事積算基準第1部第11章作業日当り標準作業量」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。なお、時間的制約を受ける工事は、作業日当り作業量を別途考慮する。また、パーティ(pt)数は、1ptで設定することを基本とするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮し、設定することとする。

## ③雨休率

雨休率は、休日と降雨降雪日の年間の発生率とし、以下の通り設定する。

なお、降雨降雪日のほか、暴風等の気象における地域の実情、施工条件等を考慮してもよい。

- 1) 休日は、土日、祝日、年末年始休暇【6日】及び夏期休暇【3日】とする。
- 2) 降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日とし、過去5カ年の気象庁のデータより年間の平均発生日数を算出する。
- 3) 上記の休日と降雨降雪日の日数を用いて雨休率を設定する。

降雨降雪日は、地域による気象の差があることから、地域毎に設定することが望ましいため、上記によらず地域毎に別の算定方法により設定してもよい。また、地域毎の算出が困難な場合は、雨休率「0.7」※を使用し算出してよいこととする。

※「0.7」：東京の過去5カ年（平成23年～平成27年）の平均値より算出

雨休率を見込んだ不稼働日数の算出方法

$$\begin{aligned}
 &= \text{施工に必要な実日数 (100日の場合)} \times \text{雨休率 (0.7の場合)} \\
 &= 70 \text{日}
 \end{aligned}$$

## ④その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

### ア. 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

### イ. 空港運用の考慮

当該工事を行う現場によっては、空港運用により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

### ウ. その他

上記ア. イ. 以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

⑤後片付け期間

後片付け期間は、14日を最低限必要な日数とし、工事規模や現場の状況に応じて設定\*するものとする。

※通年維持工事は除く

⑥工期設定の条件明示

設定された工期に特記事項がある場合には、特記仕様書においてその条件を明示することとする。

例	：	・ 工事の性格、空港運用、自然条件等で日数を見込んだ場合 ・ その他、特記すべき事項がある場合
---	---	--

⑦工期設定支援システムの活用

上記内容を踏まえ工期の設定にあたっては、原則として「工期設定支援システム」を活用すること。ただし、維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められているものや標準的な作業ではない工事、システムを活用した工期が実態と合わない想定されるものについてはこの限りではない。

## 2. 工事工程クリティカルパスの共有

空港土木工事は、空港運用、気象条件、地形条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議の上、適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、原則全ての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にすること。

ただし、維持工事等のように全体工期に影響のない工事はこの限りではない。

### (1) 工事工程クリティカルの共有方法

円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有すること。

工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示すること。

工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮すること。

### (2) 工事工程クリティカルパスの変更が生じた場合の措置

工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。

工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

■特記仕様書の記載例（参考）

【修正前】

.....

契約締結日（もしくは契約締結日の翌日）から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。  
なお、工期は土日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を休日として設定している。

....



【修正後】

契約締結日（もしくは契約締結日の翌日）から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。  
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。  
なお、休日は土日\*、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇としている。  
※土日以外を休日とする場合には、当該条件を記載すること。  
※供用時期等が決まっていることにより、工事の完了時期が決まっている場合は、当該条件を記載すること。  
【例】当該箇所は、令和▲▲年▲▲月▲▲日に供用を予定している箇所である。

①準備期間	〇日間
②後片付け期間	〇日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	〇. 〇
④●●●等による工事不可期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	〇日間
⑤	
⑥ . . .	

※上記の他、特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項があれば記載する。

## 〇-〇 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

### <補足事項>

空港土木工事共通仕様書「第1編共通編第1章総則 1-1-4 施工計画書」において、施工計画書を工事着手前に提出することとしている。この施工計画書は、内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更施工計画書を監督職員に提出することとなっているため、提出時点において、必ずしも全ての項目について詳細な記載を求めているものではない。

そのため、例えば、工事工程の共有で使用する工事工程表が工事着手前に提出される施工計画書の計画工程表と必ずしも同じでなくてもよい。